

「(仮称) 地域クラブ活動たかまつ」ウェブサイト構築業務委託 仕様書

1 業務名

「(仮称) 地域クラブ活動たかまつ」ウェブサイト構築業務

2 業務の目的

本業務は、地域クラブの制度や募集情報、各地域クラブの情報など、地域クラブ活動に関する情報を、中学生やその保護者、地域クラブの指導者、その他地域の関係者に向けて、分かりやすく発信することにより、活動に関する情報が容易に手に入る環境を整え、部活動の地域展開がスムーズに進むことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

ただし、サイトの公開予定は以下のとおりとする

- ・別添サイト構成案の公開時期①のページ：令和8年8月1日
- ・別添サイト構成案の公開時期②のページ：令和8年10月1日

4 業務の概要

(1) WEB サイト構築業務

- ①サイトの制作
- ②サイトの構成及びデザイン
- ③Webサーバ等の動作環境の構築
- ④操作マニュアルの作成等
- ⑤その他

(2) WEB サイト運用保守業務

- ①Webサーバ等の動作環境の保守
- ②アクセス解析

5 仕様

(1) WEB サイト構築業務

①サイトの制作

ア) マルチデバイス対応

PC用ホームページと同等の内容で、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスでも情報をスムーズに取得できるように、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。

イ) CMSの導入・構築

別紙「ウェブサイト構成案」中、第3階層となる2ページについては、専門知識や技術を有しない職員が、それぞれの職員用端末で各コンテンツの記事作成・編集等作業を行えるよう、CMSを導入・構築すること。

- ・CMSの機能については、別紙「CMS機能要件一覧」の要件を満たすこと。
- ・CMSにより生成されるホームページは、原則としてすべて静的な(X)HTML形式で公開されること。

・CMS編集者の利用端末（パソコン・スマートフォン・タブレット等）の下記、各種ブラウザで正常に画面表示・操作ができること。また、各ブラウザメーカーにて動作保障中のバージョンは対応すること。

Safari・Mozilla Firefox・Google Chrome・Microsoft Edge

- ・パソコン向けのコンテンツ作成と同時に、スマートフォン等に表示するページが生成され、一元管理できること。
- ・職員がページを増設できるようテンプレートを作成すること。
- ・テンプレート構築においては、日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」の適合レベルAAに準拠したテンプレートを作成することを原則とする。

ウ) ウェブサイト解析ツールの導入

サイトの訪問者データを計測し、その傾向を分析できるようにすること。また、ウェブ上でレポートを確認できるようにすること。

エ) アカウント数やページ数の増加によるライセンス料金の変更が発生しないこと。

・利用者（アカウント）数

ホームページ管理者 10名

CMS利用者 20名程度を想定

※ただし、利用者数の増加時の対応で、別途費用が発生しないこと

②サイトの構成案・デザイン

ア) サイトの構成は別紙「ウェブサイト構成案」のとおり

イ) 利用者目線のデザイン等

- ・利用者にとって必要な情報に簡単に辿り着き、見やすい構成かつデザインであること。
- ・写真やイラスト、アイコンなどを効果的に使用し、利用者にとって訴求力のあるデザインであること。
- ・ウェブサイトとして、標準化・統一化されたデザインとすること。
- ・本市の地域特性などを反映した「高松市らしさ」が伝わるデザイン、表現をすること。

- ・ページのデザイン案を作成すること。なお、デザイン案は高松市と協議の上、作成することとし、修正を複数回行えるものとする。
- ・デザインを作成する上で必要な画像、アイコン等はすべて受託事業者が用意すること。

但し、本市が保有している写真等も活用できるものとする。なお、使用する著作物については、適切に著作権の管理がされていること。

ウ) ウェブアクセシビリティへの対応

- ・ウェブアクセシビリティに配慮し、高齢者や障害者が利用しやすいものであること。
- ・ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」の適合レベル AA に準拠する。

③Webサーバ等の動作環境の構築

ア) ハードウェア等の準備

本サイトの構築に必要な Web サーバ、ネットワーク及びデータベース等ソフトウェア等（ハードウェアを要する場合、その設置場所を含む。）については、すべて受託者において準備すること。

イ) 詳細ログの取得

閲覧者数や滞在時間、ページビュー数等詳細ログが取得できるシステムを導入すること。

ウ) セキュリティ対策

- ・ソフトウェアは、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等のセキュリティホール等に対する最新の対策を行った上で導入すること。
- ・構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策が十分に講じられていること。
- ・コンピュータウイルス等の不正プログラム、不正アクセス、情報漏洩・改ざん・破壊、情報資産の紛失・盗難、システム障害、SNSによるスパム行為、その他情報セキュリティに関する事件・事故があった場合に調査できるようにするため、アクセスログを収集する仕組みを実現すること。また、サーバへの通信は、十分にセキュリティが確保されたものであること。
- ・異常又は障害が発見された際には、直ちに本市へ連絡し、復旧手段について万全を期す体制及び運用が可能であること。また、障害発生時には、原因を調査の上、報告書を提出すること。
- ・問い合わせフォーム等は、SSL 暗号化通信に対応させること。個人情報が漏えいすることがないように、十分な対策を講じること。アクセシビリティに配慮した入力フォームで作成されること。

④操作マニュアルの作成等

ア) 操作マニュアルの作成

専門知識や技術を有しない職員が操作できるよう、操作マニュアルを作成すること。

イ) 職員研修の実施

職員に対し、管理者用の研修、CMS 操作用の研修をそれぞれ行うこと。

⑤その他

ア) ドメインの取得

ドメインについては、高松市のドメインである「city.takamatsu.lg.jp」のサブドメイン名を利用すること。

イ) SSL 証明書の適用

SSL 証明書をポータルサイトの全ページに適用すること。

ウ) 拡張性の確保及び柔軟性の高い保守・運用対応を実現すること

本業務で構築するサイトは、運用開始後に機能の向上やホームページの構築の変更等を柔軟に行えらるとともに、将来のシステム拡張性を考慮するものとする。

(2) ポータルサイト保守業務

①Webサーバ等の動作環境の保守

ア) システム等の保守

本サイトの運用に必要となる Web サーバ、ネットワーク及びデータベース等ソフトウェア等（ハードウェアを要する場合、その設置場所を含む。）については、すべて受託者において準備すること。また、システム、ハード、ネットワーク環境全般において、脆弱性が発見された場合や、アップデート等のメンテナンスが必要になった場合は、高松市に連絡の上、速やかに対応すること。

また、サーバ機器等の保守（障害時の対応等）については、24 時間、365 日、ポータルサイトの運用管理に努め、障害の早期発見・予防に努めること。

イ) セキュリティ対策

コンピュータウイルス等の不正プログラム、不正アクセス、情報の漏洩・改ざん・破壊・その他の情報セキュリティに関する事件・事故の発生を常時監視し、検知された場合には、被害拡大を防止するため、直ちに高松市に報告すること。また、原則として検知後一週間以内に詳細状況、影響範囲（被害件数等）、原因、対応方法等を報告し、高松市の了承を得ること。

ウ) バックアップ等の実施

1日1回（深夜帯）に2世代以上のデータのバックアップを行い、万が一データが消失した場合にも速やかな復旧が可能な体制を整えること。また、本サイトの運営に関わる各種ソフトウェア等のマイナーバージョンアップが行われた場合、必ずバージョンアップの提案をすること。ただし、バージョンアップに係る費用は、委託料の範囲内で行うこと。

エ) 問い合わせ等の対応

高松市からの問い合わせや運用に関する支援、トラブル対応については、電話、メール、訪問等により、速やかなサポートを実施すること。原則として、サポートは高松市の就業時間内とするが、緊急性が高いと双方が合意したものに関しては、時間外であっても対応すること。

オ) サイト更新

テキスト修正、画像差し替え等、サイト内の軽微な修正については、委託料の範囲内で行うこと。（月1回程度を想定）

②アクセス解析

ア) 情報発信の効果を図るためのアクセス解析を行うこと（google アナリティクスを基本とする）

※アクセス解析サービスに係る費用は受託者が負担すること。

6 成果物の納品

(1) 成果物

- ①ウェブサイト設計書
- ②システム仕様書
- ③操作マニュアル
- ④保守・運用連絡体制図、緊急時連絡体制図
- ⑤アクセス解析結果
- ⑥その他高松市が必要と判断した資料

(2) 納期

- ①～④については、サイトの公表後速やかに
- ⑤については令和9年3月31日

(3) 納品先

高松市教育委員会 保健体育課

(4) 納品媒体及び数量

印刷物 2 部及び電子データ（本市が指定する媒体及びファイル形式（PDF、Microsoft Office（Excel・Word・PowerPoint 等））1 部

7 その他留意事項

(1) 再委託

①一括再委託の禁止

受託事業者が、業務を一括して第三者に委託することは禁止とする。但し、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

②一括再委託禁止の例外

グループ企業同士やメーカーとそのメーカーの正規の販売代理店（パートナー企業）において、営業と役割提供を分業している場合は、一括再委託禁止の例外とする。

なお、再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、受託事業者が本市に対して負う義務と同様の義務を再委託先も負うものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

③再委託先の要件

再委託先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 30 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

④再々委託の禁止

再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）することは禁止とする。

(2) 著作権

①本業務の成果品の所有権、著作権及びその他一切の権利は、高松市に帰属するものとする。

ただし、成果品に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

②業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、高松市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。

③受託事業者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 第三者の権利侵害

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 情報セキュリティに関する規定の遵守

情報セキュリティ対策を実施するにあたっては、高松市における情報セキュリティポリシーその他の情報セキュリティに係る規定等に準拠すること。また、作業にあたっては、当該規定等を遵守すること。

(5) 個人情報の取り扱い

本業務の過程で個人情報を取り扱う場合は、高松市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）に準拠すること。取扱い方法の詳細について疑義がある場合は、高松市と協議すること。

(6) 秘密の保持

受託者は、個人情報、本市が秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏洩、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、高松市の指示に従わなければならない。

(7) 契約不適合責任

本業務の WEB サイト構築業務に係る成果物の引き渡し後1年間以内に瑕疵が発見されたときは、受託事業者の費用により修復等の措置を講ずること。

(8) 損害賠償

各業務の実施にあたって、本市又は第三者に損害を及ぼそうとしたときは、本市の責任に帰する場合のほかは、受託事業者がその賠償の責任を負うものとする。

(9) 労働関係法規の遵守及び適正な雇用の確保

① 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施にあたっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

② 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

③ 労働者の雇入れにあたっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

④ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

⑤労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

⑥①から⑤までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(10) 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度高松市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また高松市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

8 問い合わせ

高松市教育委員会 保健体育課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話番号：087-839-2657

F A X：087-839-2624